

戸籍の氏名への振り仮名記載に係る事業の円滑な推進に向けた 指定都市市長会緊急要請

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、令和7年5月26日に施行される。この改正法施行により、戸籍の記載事項として、氏名に加えて新たに氏名の振り仮名が追加されることになる。

この事業は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）の重点政策に位置付けられた政府のマイナンバー施策の一つとして、全国民が対象となる過去に例のない大規模なものである。国から戸籍事務を受託している自治体においては、国が定めた期限内に確実に事業を実施するため、人員確保や事務手順の整理など、体制整備に万全を期する必要があるが、事業開始まで1年を切る中、これまで、自治体が担う各業務工程の詳細など、事業設計に必要な情報が国からほとんど示されておらず、全国の自治体では、具体的な実務について検討することができていないのが実情である。とりわけ、指定都市においては、その人口規模の大きさにより、事前の準備に特に時間を要するが、そのような大都市の実情を考慮したスケジュールとはなっておらず、改正法施行後に遅滞なく事務を進めることが困難になるおそれがある。

また、改正法により定められた1年間という極めて短い期間に、対象者への通知や届出に係る事務処理が集中し、問合せ対応も含めた自治体の事務負担が急増することが見込まれるにもかかわらず、国は、従来の窓口業務フローを見直すことなく、そのまま適用する想定であり、既存事務への深刻な影響を免れない。国は、全国共通のコールセンターを設置することとしているが、個人情報を含む問合せは自治体の窓口を案内することとしており、自治体の事務負担軽減効果は限定的なものになると見込まれるほか、十分な回線数が用意されるのかも不明である。

さらに、戸籍情報システムにおいて全国民の戸籍情報の更新作業を行うこととなるが、振り仮名の届出に係る対応では、大量のデータをシステム上で一括処理する機能が必要となるにも関わらず、個別処理を前提とした既存機能を使用することとされているほか、国民からの届出において活用することが予定されているマイナポータルについては、極めて膨大な量のデータを扱うことが想定されるが、システムの動作や事務処理手順、それらを確認するための試行運用スケジュールなどが一切示されていない。

加えて、当該事業の実施には戸籍情報システムのみならず、住民記録システムの改修も不可欠となるが、令和6年3月の改正戸籍法への対応に際して発生した様々なシステム障害の影響が残る中、令和7年度を目標期限とするシステム標準化に先行して対応する必要があるが、一層の事務・財政負担はもとより、技術者不足にも拍車をかける事態が危惧される。

こうした状況において、特に指定都市など人口規模の大きい自治体が既存の体制で

本事業を実施することは事実上困難であるため、業務委託により、事務センターや特設窓口の開設など、事業体制を整備することが不可欠であるとともに、振り仮名の市町村長記録に係る追加のシステム改修も必要であり、多大な経費を要する。戸籍事務は法定受託事務であるため、これらに係る経費も含め、当該事業に必要な経費は国が全額負担すべきであり、この点、令和7年度の地方財政措置について、総務省から法務省に対し、「戸籍等への記載事項（氏名の振り仮名）の追加に伴う措置」とし「地方の意見を十分に踏まえ、所要の国費の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。」と申入れがなされている。それにもかかわらず、これまでに国からの補助金の対象として示されているのは、主に通知事務の実施に必要となる最小限度の戸籍情報システムの整備費と通知書に係る印刷費・郵送費のみであり、極めて不十分であると言わざるを得ない。さらに、令和6年度法務省説明会で示された想定スケジュールによれば、令和7年4月下旬に補助金交付決定とされているが、特に人口規模の大きい指定都市では、通知の作成・印刷等に相当の準備期間を要するため、令和7年4月下旬以降の交付決定では、通知発送が間に合わない。

については、下記のとおり緊急要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 戸籍の氏名への振り仮名記載に係る事業は法定受託事務であり、国全体での効率的・安定的な実施のために不可欠な、自治体によるコールセンターの設置、事務センターや特設窓口の開設等の事務処理体制の強化に関する経費を含め、当該事業に係る経費は国の責任において全額負担すること。また、補助金の交付にあたっては、交付決定の前倒しを行うなど、当該事業実施における自治体の実情を考慮し、交付スケジュールを見直すとともに、柔軟な運用形態とすること。
- 2 自治体が体制整備に万全を期することができるよう、自治体が担う各業務工程の詳細など、事業実施に必要な情報を早期に明示すること。
- 3 振り仮名の届出に係る対応において、大量のデータをシステム上で一括処理することを可能とするなど、自治体が効率的かつ最小限度の負担で本事業に対応できるよう、現場の実情を踏まえ、国の責任において、改善策を早急に検討し、確実に実施すること。

令和6年9月30日
指定都市市長会